令 和 ８ 年 11月 １ ９ 日
福祉教育常任委員会資料
教育総務部教育総務課

加古川市水泳授業指導業務委託について

１　概要

水泳授業指導業務の民間委託は、学校に設置しているプール施設の老朽化対策、プール施設の維持管理にかかる教員の負担等の課題解決及び泳力の向上を目的として事業を実施している。

令和５年度より２か年での試行実施を経て、令和６年 11 月に「加古川市立学校プール施設及び水泳授業のあり方に関する基本方針」を策定し、令和７年度より本格実施に移行した。令和８年度までに市内全事業者の当該事業参入に加え、対象校を小学校 23 校・義務教育学校 1 校に拡大してきた。

２　令和５年度から令和８年度までの実施状況

（１）民間施設活用型

年度	実施校数	受託先
令和5年度 （試行実施①）	小学校1校、中学校1校	1事業者2施設
令和6年度 （試行実施②）	小学校6校（※1）	2事業者3施設
令和7年度 （本格実施）	小学校14校	3事業者4施設
令和8年度	小学校23校	4事業者5施設 （※2）

※1 アンケート結果を踏まえ、令和6年度以降は、中学校での実施を見送り
※2 市内の全ての民間事業者の事業参入（事業者保有の全プール施設の活用）が実現

（２）指導者派遣型

年度	対象校	受託先
令和5年度 （試行実施①）	両荘地区の小学校2校、中学校1校 （中学校プールを拠点化、2小学校は合同実施）	1事業者
令和6年度 （試行実施②）	義務教育学校1校	1事業者
令和7年度 （本格実施）	義務教育学校1校	1事業者
令和8年度	義務教育学校1校	1事業者

３　令和９年度の実施方針

（１）小学校

市内全小学校（26 校）で、民間施設活用型による水泳授業指導委託に向けて事務を進める。

（２）中学校

引き続き、自校のプール施設で、体育専科の教員が水泳授業指導を行う。

（３）義務教育学校

自校のプール施設で、指導者派遣型による水泳授業指導委託の継続に向けて事務を進める。

＜参考＞学校プール施設及び水泳授業のあり方に関する基本方針（参考：R6.11 策定）

（１）小学校

・全ての学校で水泳授業指導業務の民間委託を進める。

・時間割の2時間分の中で民間施設との往復及び授業の実施が可能な小学校については、可能な限り民間施設活用型での実施を目指す。

・学校と民間施設の距離等の関係により、民間施設を活用することが困難な小学校については、近隣の小学校とプール施設の共用化を検討し、指導者派遣型での実施を目指す。

・民間事業者の受入体制、学校プール施設の老朽化の状況その他学校個別の事情も踏まえ、各年度に追加する委託対象校を決定する。

・民間施設活用型では、1学期だけでなく、2学期も含めた期間で実施し、1日あたりの水泳授業実施数は、午前中での1日3コマ方式の実施を基本とする。（3学期での実施は、各学校の年度末業務への影響を考慮するとともに、午後からの授業実施についても、必要な授業時間を確保できない学年があることなどから、当面は実施せず、今後の検討課題とする。）

・令和9年度を目途に、民間施設活用型での委託が可能な全ての小学校で実施を目指す。

・指導者派遣型では、民間事業者の受入体制の状況を踏まえた民間施設活用型の対象校の範囲を見据え、慎重かつ丁寧に詳細を検討し進めていくこととする。

（２）中学校

・現行と同様、自校のプール施設で体育専科の教員が水泳授業指導を行うことを基本とする。

・老朽化等によりプール施設の改修等が生じる場合は、費用対効果も勘案しながら、安全・安心な環境を維持するため、必要に応じた改修を実施する。

・今後の児童生徒数の状況や民間事業者の受入体制の拡充状況を注視しながら、体育専科教員の専門性の更なる向上や負担軽減も含め、より効果的な授業の実施方法や取組等について、引き続き検討する。